

私学の自主性・多様性と責務

改正私学法と

私立大学経営の自律力

●発刊 2024年5月25日

●体裁 B5判 242頁

待望の書
好評
受付中

～主体的なガバナンス構築／寄附行為改訂の要点／内部・外部の人財確保～

西野 芳夫／渡邊 迅／堀 雅晴 著

□編集 高等教育質保証研究会

□発行 (一社)高等教育計画経営研究所

□本書の趣旨と特徴□

- 学校法人の理事・監事・評議員（予定者を含む）及び私学人各位の必携・熟読の書
- 2023年改正私学法への基本認識と自律スタンスの確立に向けて
- 文科省「寄附行為作成例」の留意点と提案
- 法人の機関設計・内部統制システム整備の留意点
- 私学法の制度設計～理事長・理事会と評議員をめぐる75年の論議・政策の徹底検証
- 私学高等教育法人・大学の自律・協働へのシナリオ

著者陣（敬称略）

西野 芳夫 / 関東学院大学名誉教授 元常務理事

渡邊 迅 / 弁護士 名川・岡村法律事務所副所長

堀 雅晴 / 立命館大学 法学部特任教授

本書の構成

第1講 学校法人のガバナンスと私立大学の教学経営

～法人の業務・責務と設置大学との協働～

1. 累次の私立学校法改正は何を問題としてきたか
～学校法人の経営の仕組みを構成する四本柱～
2. 学校法人のガバナンスと私立大学の教学マネジメント
3. 法人の業務・責務と設置大学との協働
～時代の環境変化を積極的に取り込むビジョン主導の経営～

[関連資料]

第2講 寄附行為変更上の留意点及び内部統制システムの整備

～令和5年改正私立学校法に対応した機関設計と私学の自主性・多様性～

1. 寄附行為変更上の留意点
2. 内部統制システムの整備

第3講 改正私学法の制度設計と私立大学の自律・協働

～理事長・理事会と評議員会をめぐる75年～

1. 私立学校法をめぐる設計思想の概観
2. 2023年改正法の制度設計の要点と課題
3. 個別法人の主体性と自律力の向上

[参考文献] [関連資料] [略年表]

お申込み・お問合せ先

(一社)高等教育計画経営研究所

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-3-10-106

TEL (03) 3234-1231 FAX (03) 3234-4993

E-mail kkkk@kotokyoiku-kken.or.jp

キリトリ線（※申し込みの折は必ずお送りください）

申込書

新・高等教育ハンド1 改正私学法と私立大学経営の自律力

勤務先

所在地（送付先）（〒 - ）

申込部課名

申込連絡者

TEL

FAX

E-mail

必要書類（✓を入れて下さい）

 見積書日付（ / ） 請求書 納品書

請求書等に記載する宛名

年 月 日

年 月 日

[書店購入用]

[直接注文用]

 定価 7,600 円

(本体価格 6,909 円)

(送料含)

部数

冊

◆この申込書を書店にお持ち下さい

◆書店様からは「直接注文」のみでお受けします

◆掛け率は85%です

ISBN 978-4-991-3593-0-9

 定価 7,600 円 特価 6,900 円

(消費税込/送料含)

部数

冊

◆特価は、5月31日までに事前送金いただける場合に適用

(2024.5)

目次

第1講 学校法人のガバナンスと私立大学の教学経営 ～法人の業務・責務と設置大学との協働～

論点の整理～学校法人と大学、ガバナンスと経営

1. 累次の私立学校法改正は何を問題としてきたか
～学校法人の経営の仕組みを構成する四本柱～
 - (1) 平成16年の私学法改正
 - (2) 平成26年私学法の改正
 - (3) 令和元年私学法改正
 - (4) 令和5年改正
 - (5) 学校法人の経営の仕組み
2. 学校法人のガバナンスと私立大学の教学マネジメント
 - (1) 学校法人の意思決定プロセス～法人と教学の関係
 - (2) 理事会が決定する「学校法人の業務」とは何か
 - (3) 受託（任）者としての義務と責任
 - (4) 情報公開によるステークホルダー（学生を含む）の支持
3. 法人の業務・責務と設置大学との協働
～時代の環境変化を積極的に取り込むビジョン主導の経営～
 - (1) 中央教育審議会への文科大臣の諮問（令和5年9月）
 - (2) 法人と教学の協働による改革の取り組み

むすび

[関連資料]

第2講 寄附行為変更上の留意点及び内部統制システムの整備 ～令和5年改正私立学校法に対応した機関設計と私学の 自主性・多様性～

1. 寄附行為変更上の留意点
 - (1) 寄附行為変更のスケジュール
 - (2) 文部科学省作成の寄附行為変更申請マニュアル
 - (3) 寄附行為変更における主な検討事項
 - (4) 文部科学省作成の寄附行為作成例の検討
 - 1) 役員・評議員・会計監査人の定数
 - 2) 役員・評議員・会計監査人の任期
 - 3) 理事選任機関の構成
 - 4) 理事の解任方法
 - 5) 代表業務執行理事・業務執行理事の選定・解職
 - 6) 理事会の決定事項
 - 7) 理事への業務決定の委任
 - 8) 監事の解任、常務監事の選定・解職
 - 9) 評議員の選任方法
 - 10) 評議員の解任方法
 - 11) 評議員会の離職等
 - 12) 評議員会の議長の選任
 - 13) 評議員会の決議
 - 14) 理事会決議事項、評議員会の意見聴取・決議事項
 - 15) 附則の規程
 - (5) 私学の自主性・多様性と寄附行為の変更
2. 内部統制システムの整備
 - (1) 内部統制システム～定義と4つの目的
 - (2) 6つの基本的要素の実務上のポイント
 - 1) 統制環境
 - 2) リスクの評価と対応
 - 3) 統制活動
 - 4) 情報活動
 - 5) モニタリング
 - 6) ITへの対応
 - 7) 内部統制のイメージ
 - 8) 内部統制の限界の事例
 - (3) 具体的な整備と基本方針の例
 - (4) 内部統制システム構築の具体的な流れ
 - (5) 基本方針に基づく諸規定の整備
 - (6) 内部統制システムのイメージ

第3講 改正私学法の制度設計と私立大学の自律・協働 ～理事長・理事会と評議員会をめぐる75年～

要旨

はじめに

1. 私立学校法をめぐる設計思想の概観
 - (1) 概念整理：ガバメント・ガバナンス・マネジメント・内部統

制システム

- 1) 機関設計の類型
 - 2) 一般社団・財団法人法と、既存の私立学校法・協同組合法等の非営利法人に関する個別法との関係
 - 3) マネジメントの位相
 - 4) 内部統制（システム）
 - 5) ガバメントを律するヒエラルキーおよびガバナンスを律するヘテラルキー
- (2) 1949年私学法の水平的設計（ガバナンス型）
 - 1) 理事会と評議員会の役割（二通りの考え方）
 - 2) 理事会と評議員会、加えて文部省からの「運営委員会」新設の提案
 - 3) 小括
 - 4) 教刷委・第4特別委員会中間報告（1946年12月12日）「学校法人法の制定について（案）」
 - 5) 私立学校法案は1949年10月14日に閣議決定され承認を求めてGHQに提出
 - 6) 私学法の定める管理機関
 - 7) 福田・安嶋（1950）の紹介する反対論の例
 - 8) 安嶋彌文部事務官の教刷審での私学法成立の、身内の雰囲気なかでの経過説明
 - (3) 2004年改正法の垂直型設計（理事長代表型ガバメント）
 - 1) 背景説明
 - 2) 2004年改正私学法の解釈とその変遷
 - 3) 理事会規定の明文化論
 - 4) 理事長＝法人代表者論
 - (4) 2021年12月学校法人ガバナンス改革会議報告の垂直型設計～評議員会型コーポレート・ガバナンス型～
 - 1) 2019年改正私学法（2019年5月24日成立、2020年4月1日施行）
 - 2) 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（2019年6月21日閣議決定）
 - 3) 2021年3月に学校法人のガバナンスに関する有識者会議「学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について」（報告）[設置決定2019年12月20日～予定]
 - 4) 「経済財政運営と改革の基本方針2021」（2021年6月18日閣議決定）
 - 5) 学校法人ガバナンス改革会議「学校法人ガバナンスの抜本的改革と強化の具体策」（2021年12月3日）
2. 2023年改正法の制度設計の要点と課題
 - (1) 学校法人制度改革特別委員会（2022年1月～）における検討
 - 1) 第1回（2022年1月12日）の各委員の発言
 - 2) 第2回（2022年2月9日）の各委員の発言
 - (2) 「建設的な協働と相互けん制」型の評価（まとめではガバナンス型へ傾斜そして法案では理事長代表型ガバメントへ反転）
 - 1) 福原主査の「覚書」
 - 2) 第5回（2022年3月17日）の検討
 - 3) 第6回（2022年3月29日）の検討
 - 4) 改正私学法案骨子「案」への意見募集
 - 5) 文科省の公表する一連のQ&A
 - 6) 提出法案の検討
 - 7) 私学法改正案の国会審議（2023年3月22日）
 - (3) 未完の内部統制と本来的な限界性
 - 1) 内部統制～経営トップ問題への対処をどうするか
 - 2) 本来的な限界性
 - (4) 文部科学省の学校教育法・大学設置基準・認証評価制度（3点セット）
 - (5) 単位・集合の各レベルに拡張する大学諸ガバナンス
 3. 個別法人の主体性と自律力の向上

【現状認識と焦眉の課題】

- (1) 「社員不在」の私学法と「大学構成員」を定める学校教育法
- (2) 教育慣習法の世界～「学問研究共同体論」型ガバナンス論
- (3) 現代立憲主義の世界～民主主義的権威型ガバメント論
- (4) 総長（学長）と理事長～独任制と兼務制

おわりに

[参考文献]

[関連資料]

[略年表]